

熊本県阿蘇家畜保健衛生所

〒869-2612 阿蘇市一の宮町宮地2639-1

TEL 0967-22-0041 FAX 0967-22-4612

高病原性鳥インフルエンザの発生が継続中！！

令和2年11月5日に香川県で今季初の高病原性鳥インフルエンザの患畜及び疑似患畜が確認されて以降、令和3年1月3日時点で、14県34事例の発生（疑似患畜を含む）が確認されています。

高病原性鳥インフルエンザ疫学調査の概要

今季発生した本病の事例1～31例目について、農場における衛生対策の実施状況や農場への侵入要因の検討が行われ、公表されました。主な内容は以下のとおりで、今後もウイルス侵入防止対策の徹底をお願いします。

1 調査結果の概要

- いずれの農場も、農場のすぐ側又は近隣に、カモ類等の野鳥が飛来するため池、川、水路等がありました。
- いずれの農場も、野生動物の侵入防止対策等が実施されていたが、野生動物が侵入可能と考えられる箇所が確認された事例もありました。
- 香川県三豊市では、養鶏密集地域で複数の農場が短期間に感染することにより、環境中のウイルス量が増大していったことが想定されます。また、宮崎県3～5例目は半径500m以内の地域において6日間で相次いで発生が確認されています。それぞれの農場の周辺環境から野鳥を含む小型の野生動物、人等を介し伝播した可能性があります。
- 国内で分離されたウイルスは、昨年ヨーロッパで流行したウイルスと近縁であることが確認されました。
- 感染実験の結果から、国内1例目分離ウイルスは、過去に国内家きんから分離されたウイルスと比較して、鶏に対して高い致死性を示すものの、死亡するまでの期間が長い傾向が確認されました。

2 ウイルス侵入防止対策

- 早期発見・早期通報
- 家きん舎周辺の整理・整頓を含む野生動物対策
- 農場出入口における車両消毒
- 家きん舎入口における手指及び長靴消毒
- 家きん舎専用の衣服及び長靴の使用



県知事による2度目の消毒命令が告示されました (家畜伝染病予防法第30条)

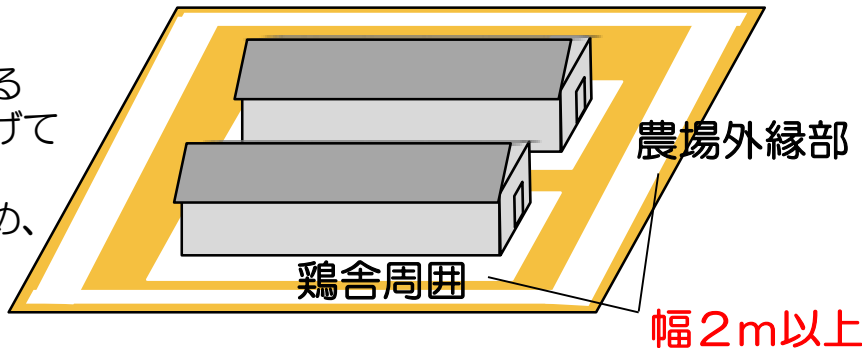
令和3年1月5日に、県知事から県内における高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するための緊急措置として、飼養羽数が100羽以上の家きん飼養施設を対象に、消石灰等の消毒薬を飼養施設内に散布し、消毒を実施するよう命じられました。家きん飼養者におかれましては、下図を参照に速やかに消石灰を散布していただきますようお願いいたします。



★実施期間 令和3年1月8日から令和3年2月28日まで

消石灰は1m²当たり1kgを地面の表面がムラなく白くなるように、ほうき等で均一に広げてください。

消石灰は強アルカリ性のため、直接触ったり、吸い込んだりしないようご注意ください。



豚熱 (CSF) の患畜確認！！

令和2年12月25日に山形県鶴岡市（60例目）、12月29日に三重県伊賀市（61例目）の養豚農場において豚熱（CSF）の患畜が確認されました。また、野生いのししにおいてもCSFウイルス陽性確認地域が拡大しています。

つきましては、毎日の健康観察を入念に行い、特定症状を呈している家畜又はその死体を発見したときは、当所に速やかに届け出るようお願いいたします。

近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	型	発生地（国）	畜種	発生日月
高病原性 鳥インフルエンザ	H5N8	韓国(32件)	家禽	令和2年（2020年）12月1日 ～12月28日
		韓国(60件)	野生イノシシ	令和2年（2020年）12月1日 ～12月31日
アフリカ豚熱 (ASF)		ロシア(25件)	豚・野生イノシシ	令和2年（2020年）12月1日 ～12月31日
		ウクライナ(2件)	豚	令和2年（2020年） 11月30日、12月11日 令和3年(2021年)1月1日現在

毎月20日はくまもと家畜防疫の日



韓国や台湾など近隣諸国では依然として悪性家畜伝染病が発生しています。地域全体で衛生水準を上げる事が重要です。

防災情報や家畜伝染病発生情報を配信しています。
下記アドレスもしくは右のQRコードより、登録用ホームページへ！

<http://www.anshin.pref.kumamoto.jp/>

